

「税理士試験 必修教科書」「税理士試験 必修問題集」（簿記論・財務諸表論）をご利用の皆様へ



「税効果会計に係る会計基準」の一部改正について

・税効果会計における繰延税金資産・繰延税金負債の表示区分の変更

必修教科書（基礎完成編）の2-35ページに記載のとおり、平成30年2月16日に、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」が公表されたことにより、平成30年4月1日より、繰延税金資産・繰延税金負債の貸借対照表の表示区分が次のように変更になりました。

	改 正 前	改 正 後
繰延税金資産	流動資産または 投資その他の資産(固定資産)	投資その他の資産(固定資産)
繰延税金負債	流動負債または固定負債	固定負債

改正前においては、繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産及び負債の分類に基づいて流動区分又は固定区分に表示するものとされてきました。しかし、繰延税金資産は換金性のある資産ではないことや、1年以内に解消される一時差異等について、我が国においては決算日後に税金を納付するため、解消によるキャッシュ・フローは翌々期以降に生じること、また、国際的な会計基準に整合させることなどの理由から、すべて固定区分への表示に変更になりました。

なお、必修問題集につきましては、原則として、上記改正後の場合の解答も併せて示しています。